

# 專業稲作経営確立の為の要望書

## —昭和59年度稲作経営を踏まえて—

昭和 60 年 3 月 5 日  
全国稲作経営者会議

我々は稲作経営の発展を図り、経営安定と経営者の経済的地位の向上を図ることを目的として、專業稲作経営者 836 人（平均耕作規模約 6 ha）で構成している組織である。現在、会員相互による研さん等を通じて足腰の強い、生産性の高い稲作経営の確立を目指し努力しているところであるが、関係当局で下記の点を配慮した行政政策の推進に努められるよう強く要望する。

### 記

#### 1. 制度資金について

專業農業経営に対して特別優遇制度を設けること。

[理由] 現状では生産組織が優遇されており、專業農業経営者が経営規模を拡大しているうえで不十分である。

補助金を見直し融資制度を拡充すること。

[理由] 営農に関する機械・施設等への補助は集落・生産組織への補助が中心となっており、專業農業経営者が十分に活用できないのが現状である。補助金を見直し長期低利で借りやすい融資制度に拡充すること。

また自作地拡大のための資金に万全を期すこと。

融資手続きの簡素・迅速化と借り入れ資格要件を見直すこと。

[理由] 農業改良資金の借り入れに当たって、融資額に対しての高額担保問題、それに加えて多数の保証人問題があり借り入れがスムーズにいかない面がある。

また、制度資金の借り入れに当たって手続きが複雑であり、期間がかかり過ぎる為投資時期を逸することがある。

資格要件として農地担保と保証人だけではなく、例えば受託作業・育苗・ライスセンター等も含めての経営全体の収益向上と経営能力による信用度についても加味すること。

近く発足する「経営規模拡大資金」の優先順位は專業農業経営者を配慮して行うこと。

[理由] 小・中規模農業者を優先的に取り扱う等の動きがあるが、專業農業経営者においても、なお経営規模を拡大し生産コストを下げる必要がある。特に借り入れ地代が上昇し生産コストに占める割合が増加している現状にあるため経営規模拡大資金への期待が大きい。

#### 2. 構造政策と地域農政について

專業農業経営者が経営耕地を拡大するに当たって行政区域の壁を作らないこと。

[理由] 專業農業経営として確立する為には、集落や市町村を越えて経営耕地を集積する必要もある。

なお專業農業経営者が少なくなった現状では地域農業の生産力を維持・発展させる上で專業農業経営を力強いものにすることが重要である。

そこで地域農業集団等の育成に当たって專業農業経営者の経営耕地の拡大が行政区域の壁等で損なわれないように配慮すること。

#### 3. 農用地基盤整備事業の促進について

基盤整備に十分な予算措置を講じ早急に進めること。

[理由] 基盤整備進捗率が低下しているが、時間の経過とともに工事単価が上がる等ますます進まなくなる。

足腰の強い農業経営を育成するために基盤整備の促進は不可欠であり、現場では苛立ちの声がでている。

#### 4. 他用途利用米について

他用途利用米規格を明確にし、徹底すること。

[理由] 我々の基本的立場は、回転備蓄によって加工用米の確保を図れという主張であるが、昨年、米需給事情から他用途利用米の確保が緊急であることに鑑み、やむを得ず

次の要望を行った。

ア 他用途利用米については、主食用とは別に規格を設けて対処すべきである。

イ 他用途利用米と水田転作面積分との関連づけについては、集団転作に支障をきたさないよう農家段階での一律配分等避けるよう運営について慎重に配慮すること。

ウ 他用途利用米については耐冷、耐病の超多収による低コスト品種の開発を行うこと。食糧庁は、他用途利用米について「作り3等米ギリギリ」との水準を示したが、農業者指導に当たり「他用途利用米は結果として主食に向けられる為良質米を供出すべきである」との指導がとられている所がある。

他用途利用米用の低コスト品種の開発を行うこと。

[理由] 他用途利用米の検査水準に適合させるために多くの手間と時間がかかり、結果的に生産コストが上昇する。

またクズ米を混米に使うため、クズ米価格が高騰するという現象が生じた。

## 5．企業の稲作専門経営の位置づけについて

構造政策等の農政施策の中で企業の稲作専門経営を明確に位置づけること。

[理由] バイオテクノロジー等先端技術を含め高度な技術を活かした生産性の高い経営体によって21世紀に向かう稲作の大宗は担われることになる。

今後、構造政策をはじめとする農政施策は、企業の経営を営む意欲と能力を有する者に、より一層の焦点をあてて展開する必要がある。